国立室戸青少年自然の家利用細則

制　　定　平成１８年　４月　１日
改　　正　平成３１年　４月　１日
最終改正　令和　５年　８月　１日

（趣　旨）

第１条　独立行政法人国立青少年教育振興機構国立室戸青少年自然の家（以下「自然の家」という。）の利用に関し必要な事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（平成１８年４月１日独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第５－１号）（以下「規則」という。）に定めるものの他、この細則に定めるところによる。

（個人利用者の範囲）

第２条　規則第２条第３項の規定に基づく個人利用者の範囲は、次のとおりとする。

一　規則第２条第３項に掲げる事項に該当する場合

二　前号により難い特別の事情があり、自然の家所長（以下「所長」という。）が特に利用を認める場合

（利用の申込み）

第３条　規則第３条第２項の規定に基づく利用の申込みに関する事項は、次のとおりとする。

一　自然の家を利用しようとする者は、所長があらかじめ定める書類によって所長に申込みをし、承諾を得るものとする。

二　前号による申込みを承諾された者（以下「予約団体」という。）は、所定の活動計画書を利用開始日の２か月前までに所長に提出するものとする。

三　前号の規定にかかわらず、予約団体の活動に支障のない範囲で、３日前までに利用の申込みを受け付けることができるものとする。

四　日帰りの利用者については、前２号の規定にかかわらず、他の予約団体の活動に支障のない範囲内で、利用の申込みを受け付けることができるものとする。

（利用承諾の通知等）

第４条　所長は、前条の規定による申込み及び活動計画書の提出があった場合は、国立室戸青少年自然の家利用申込審査要領に基づき、利用の申込み（初回又は第１２条基づく受付制限終了後最初の利用の申込みである場合）及び活動計画の審査を行い、その内容及び施設・設備の状況等を確認の上、利用承諾の可否を判断し、当該利用申込者及び予約団体に通知する。

２　自然の家は、前項による利用承諾を決定後、必要に応じて、活動計画について検討及び助言を行うものとする。

（利用者の入・退所等）

第５条　利用者の入・退所時間は、原則として９時から１６時までの間とする。

２　利用者は、自然の家の生活等に関するオリエンテーションを受けるものとする。

（標準生活時間等）

第６条　利用者は、所長の定める標準生活時間により生活するものとする。

２　前項の標準生活時間の中には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。

３　利用者は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整とんに努めるものとする。

（食事等）

第７条　利用者は、原則として、自然の家が委託する業者（以下「食堂」という。）が提供する食事を摂るものとする。ただし、特別の事情があると所長が認める場合は、この限りではない。

２　前項の食事の代金は、利用者が直接食堂に支払うものとする。

（飲酒・喫煙）

第８条　利用者は、飲酒を希望する場合は、予め、所長に申込むものとする。

２　所長は、前項による申込みがあった場合は、飲酒の許諾を決定し、場所及び時間を指定のうえ、当該申込者に通知する。

３　利用者は、所定の場所以外で喫煙してはならない。

４　利用者は、所定の場所で喫煙する際、周りの者が受動喫煙にならないよう、十分に配慮するものとする。

（破損亡失の弁償責任）

第９条　利用者は、故意又は重大な過失により自然の家の施設・設備を破損又は亡失したときは、その弁償の責を負うものとする。

（諸規則の遵守等）

第10条　利用者は、自然の家の諸規則を守るとともに、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

２　所長は、前項及び規則第４条各号の規定に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

（利用承諾の取消）

第11条　所長は、自然の家を利用する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第４条の利用承諾を取消すことができる。

一　規則第４条各号及び前条第１項に違反し又は違反するおそれがある場合

二　その他所長が特に必要と認めた場合

（利用の申込みの受付制限）

第 12 条　第４条による利用承諾を否とする決定及び前条による利用承諾の取消の前提となった活動等が、重大又は悪質なものであると所長が認めた場合には、期間を定めて利用の申込みの受付を制限することができる。

（雑則）

第 13 条　この細則に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

附　則

この細則は平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この細則は平成２１年１０月１日から施行する。

附　則

この細則は平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この細則は平成２２年１０月１日から施行する。

附　則

この細則は平成２５年３月１日から施行する。

附　則

この細則は平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この細則は令和５年８月１日から施行する。